

令和4年度 成年後見制度利用促進研修 開催要項

- 1 目的** 平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、成年後見制度の利用を必要とする方に十分に利用されることが期待されている。しかし、現状では市民や福祉関係者に成年後見制度があまり知られていないという課題があり、成年後見制度が財産の管理や日常生活等に支障がある方を支える重要な手段であるにもかかわらず、利用が進んでいない状況がある。
本研修は、市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員が、成年後見制度の活用が検討できるよう、成年後見制度の仕組みや活用等について理解を深めることを目的として開催する。
- 2 主催** さいたま市
社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会
- 3 開催方法** 期間限定の動画配信（さいたま市社会福祉協議会 公式YouTubeチャンネル）
※動画は約90分を予定しております。
- 4 動画配信期間** 令和5年2月1日（水）～令和5年3月17日（金）
- 5 受講対象** 市内で高齢者又は障害者に対する介護等サービスを提供している民間事業所の職員
- 6 研修内容** 成年後見制度の基礎と活用のポイント
- 7 講師** 南浦和法律事務所 弁護士 江口 裕樹 氏
【講師が関わっている主な事業等】
 - ・埼玉弁護士会高齢者・障害者権利擁護センター運営委員会(副委員長)
 - ・埼玉県社会福祉法人認可等及び介護老人保健施設等審査委員会
 - ・埼玉県介護保険審査会
 - ・上尾市成年後見センター運営委員会
- 8 申し込みから受講までの流れ**

| No. | 行程 | 備考 |
|-----|------------|--|
| 1 | 受講の申し込み | 受講申込書（別紙）をメールまたはFAXでお送りください。 申込期間は <u>令和5年2月1日（水）～令和5年3月17日（金）</u> です。 ※メールの場合は kenri@saitamashi-shakyo.jp にお送りください。 |
| 2 | 資料と動画URL送付 | お申し込みを確認次第、順次メールでお送りします |
| 3 | アンケートの提出 | <u>令和5年3月24日（金）</u> までに、メールまたはFAXでご回答ください。 ※メールの場合は kenri@saitamashi-shakyo.jp にお送りください。 |

- 9 その他**
 - ・研修受講にあたって、パソコン等を利用したインターネットへの接続環境をご準備ください。
 - ・本研修の録画・録音や、資料の二次利用等をご遠慮ください。

10 申込・問合せ先

社会福祉法人さいたま市社会福祉協議会 権利擁護推進課（担当：眞木・小倉）

電話 048-835-5280 FAX 048-835-5282

メールアドレス kenri@saitamashi-shakyo.jp